

「市民後見人養成研修 啓発セミナー」を開催します

判断能力が衰えてきている方が不利益を被らないようサポートしていくことが必要になっています。

国では、そのような方々を保護し援助してくれる市民後見人を平成24年から養成しています。

本年度、幌延町では北海道及び豊富町と共催し、10月～11月の6日間にわたり「市民後見人養成研修」を開催します。

判断能力が低下した家族の後見人になることを考えている方・成年後見制度とはどのような制度か学習したい方などを対象にしています。

ご家族・ご自身の将来の備えとしては勿論、幌延町を皆で支え、皆で考える機会にしていきたいませんか。

福祉関係者・金融機関・事業所の方々にも、ぜひ、この機会に成年後見制度について学んでいただきたいと思います。

研修に先立ち、啓発セミナーを開催しますので「どのような内容か知りたい」など、関心のある方はぜひ、ご参加ください。

日 時	平成26年8月29日 (金) 午後6時30分～午後8時30分
場 所	幌延町保健センター YOU優
講 師	東京大学政策ビジョン研究センター 市民後見研究実証プロジェクト 佐々木 佐織 先生

*詳細、申込みについては後日、広報折込・告知端末機でお知らせする予定です。

成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

例えば・・・

- ☆不動産や預貯金などの財産管理
- ☆介護などのサービスや施設への入所契約
- ☆遺産分割の協議
- ☆悪徳商法の被害防止など

市民後見人とは

専門職ではなく一般の方が住民としての特性を生かしボランティア精神に基づく市民活動として、家庭裁判所から選任されてなる、第三の後見人です。

今後の市民後見人養成研修予定

- ①10月28日 (火)～29日 (水) 幌延町
 - ②11月14日 (金)～15日 (土) 豊富町
 - ③11月28日 (金)～29日 (土) 豊富町
- いずれも9:00～16:30位の日程で予定しています。

②③の豊富会場はバス等での送迎を予定しています。

修了者には北海道より「修了証書」が交付されます。

詳細・申込みについては後日、広報折込・告知端末などによりお知らせします。

問合せ先

幌延町地域包括支援センター(保健センター内)
電話・告知端末 5-1790

米トレーサビリティ制度が、始まっています。



- ①業者間の取引等の記録の作成・保存が平成22年10月1日から。
- ②産地情報の伝達が平成23年7月1日から、義務付けられています。

「米トレーサビリティ法」を「ご存じですか?」

食糧事故などの問題が発生した場合などに、流通ルートを通る速やかに特定するため米や米加工品の取引等の記録を作成・保存することを事業者が義務付けられています。

また、消費者の皆様の商品選択の際の参考とするため、事業者は産地情報の伝達を義務付けています。

消費者である私たちにも関わりのある法律です。

私たちも法律を知ること、安心・安全なお米を未来へ繋げていきましょう。

詳細は、農林水産省または、北海道農政事務所旭川地域センター(TEL 0166・76・1277)